

## 長期管理計画委員会細則

設定 平成 15 年 5 月 18 日  
改正 平成 23 年 5 月 15 日  
改正 平成 30 年 5 月 13 日

(総 則)

第 1 条 この細則は、霧が丘グリーンタウン第四住宅管理組規約(以下「規約」という。)第 36 条 6 項の規定に基づき、長期管理計画委員会(以下「長計委員会」という。)に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役 割)

第 2 条 長計委員会は、単年度の理事会業務を継続的かつ円滑に行うための理事会諮問機関として、経営的な視点で次の各号に掲げる組合業務を補佐する。

- 一 組合管理共有物及び共同施設の長期的な管理運営計画
- 二 管理組合費、修繕積立金などの資金計画
- 三 管理組規約の検討
- 四 管理組合の広報活動
- 五 自治会との連携及び業務分担に関する事項

(専門部会)

第 3 条 長計委員会は、その目的を果たすため専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の設置又は廃止は、理事会の承認を得なければならない。

(委 員)

第 4 条 長計委員会は、組合役員の経験者及び専門知識のある組合員で構成する。

- 2 長計委員会は、委員長、委員、事務局で構成する。
- 3 事務局は、理事会の担当理事がこれに当たり、理事会との連携を図る。
- 4 委員は別に定める「長期管理計画委員会運営規準」に基づいて選出する。

(議事録の作成及び保管)

第 5 条 長計委員会及び専門部会は、会議の開催の都度、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には審議及び報告事項とそれらの結果を記載しなければならない。
- 3 議事録は、委員長が保管し理事会の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

(報 告)

第 6 条 長計委員会は、審議内容及び結果を逐次理事会に報告しなければならない。

- 2 長計委員会は、1 年間の活動を報告書にまとめ、毎年 4 月上旬までに理事長に提出しなければならない。

(活動費)

第 7 条 理事会は、長計委員会が活動するにあたり、予算を組み活動費用を支給するものとする。

- 2 長計委員会は、予算執行状況について、毎月会計理事を通じて理事会に報告しなければならない。

(報 酬)

第 8 条 委員は、無報酬とする。ただし、総会の議決を得たときは、組合からその業務に対する報酬を受けることができる。

(附 則)

この細則は、平成 15 年 5 月 18 日から施行する。

